

保 発 0731 第 13 号
平成 29 年 7 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 86 号）については本日公布され、平成 29 年 8 月 1 日から施行することとされたところである。改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合への周知徹底を図られるとともに、その実施に当たって十分に留意されたい。

記

第 1 改正の趣旨

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 213 号）の施行に伴い、制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者等に配慮した上で、高額療養費の算定基準額等を見直すものである。

第 2 改正の内容

1 健康保険法施行規則（大正 13 年内務省令第 36 号）の一部改正

- ① 基準日被保険者の保険者に対する外来療養に係る年間の高額療養費の支給申請手続きについて、次のとおりとすること。
 - ア 外来療養に係る年間の高額療養費の支給を受けようとする基準日被保険者は、必要事項を記載した申請書に、当該基準日被保険者が計算

期間において負担した外来療養に係る一部負担金等の額の証明書及び基準日における基準日被保険者の所得区分を証する書類を添付して、基準日に属する健康保険の保険者に提出すること。

イ アの申請書の提出を受けた保険者は、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額その他高額療養費の支給に必要な事項を、アの証明書を交付した医療保険者に対し、遅滞なく通知しなければならないこと。

ウ 精算対象者が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額療養費の額の算定の申請を行うことができること。

② 計算期間において被保険者又は被扶養者であった者が加入していた健康保険の保険者（①の保険者を除く。）に対する年間の高額療養費の支給申請手続きについて、次のとおりとすること。

ア 年間の高額療養費の支給を受けようとする者（計算期間において保険者の被保険者又は被扶養者であった者に限る。）は、必要事項を記載した申請書に、基準日における申請者の所得区分を証する書類を添付して、計算期間において加入していた健康保険の保険者に提出すること。

イ アの申請書の提出を受けた保険者は、必要事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならないこと。

ウ イの証明書を交付した保険者は、当該証明書に係る基準日の翌日から2年以内に基準日に加入する医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該証明書に係るアの申請書は提出されなかったものとみなすことができること。

エ 保険者は、精算対象者に係る高額療養費の額の算定に必要なイの証明書の交付申請を、当該保険者の被保険者であった者から受けたときは、当該証明書を交付しなければならないこと。

③ その他所要の規定の整備を行ったこと。

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正

1に準じた改正を行ったこと。

3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正

1に準じた改正を行ったこと。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）の一部改正

1 に準じた改正を行ったこと。

5 その他所要の規定の整備を行ったこと。

第 3 施行期日

平成 29 年 8 月 1 日から施行すること。